

宮城県公報

宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

ページ

○平成四年宮城県告示第五百四十一号(非常勤職員公務災害補償等条例に基づく補償基礎額の最低限度額及び最高限度額)の一部改正	(職員厚生課)	一
○平成八年宮城県告示第五百六十二号(非常勤職員公務災害補償等条例に基づく介護補償の額)の一部改正	(同)	一
○平成八年宮城県告示第五百六十三号(非常勤職員公務災害補償等条例に基づく身体障害者療護施設に準ずる施設)の一部改正	(同)	二
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定	(障害福祉課)	二
○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	(同)	二
○漁場計画の決定	(水産業振興課)	二
○漁船損害等補償法に基づく事前届出及び指定漁船調書の縦覧	(同)	三
○土地改良区役員の就任及び退任の届出	(北部地方振興事務所)	三
○土地改良区の定款変更の認可	(同)	四
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告	(情報システム課)	四
○開発行為に関する工事の完了	(建築宅地課)	六
○教育委員会 教育委員会 教育委員会定例会の開催		六

告 示

○宮城県告示第四百二十三号
平成四年宮城県告示第五百四十一号(非常勤職員公務災害補償等条例に基づく補償基礎額の最低限

度額及び最高限度額)の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年五月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

表を次のように改める。

年 齢 階 層	最 低 限 度 額	最 高 限 度 額
二十歳未満	四、六一三円	一一、九五四円
二十歳以上二十五歳未満	五、〇二八円	一二、九五四円
二十五歳以上三十歳未満	五、六四八円	一三、〇九〇円
三十歳以上三十五歳未満	六、二〇八円	一五、九四四円
三十五歳以上四十歳未満	六、六四七円	一八、四九八円
四十歳以上四十五歳未満	六、九二五円	二一、六八五円
四十五歳以上五十歳未満	六、九〇三円	二二、五二四円
五十歳以上五十五歳未満	六、五五一円	二四、五五一円
五十五歳以上六十歳未満	五、七五七円	二二、〇五二円
六十歳以上六十五歳未満	四、六〇二円	一九、〇九〇円
六十五歳以上七十歳未満	三、九五〇円	一五、二四七円
七十歳以上	三、九五〇円	一二、九五四円

○宮城県告示第四百二十四号

平成八年宮城県告示第五百六十二号(非常勤職員公務災害補償等条例に基づく介護補償の額)の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年五月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

表常時介護を要する状態の項中「十万四千五百三十円」を「十万四千二百九十円」に、「五万六千

七百二十円」を「五万六千六百円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「五万二千二百七十円」を「五万二千五百十円」に、「二万八千三百六十円」を「二万八千三百円」に改める。

○宮城県告示第四百二十五号

平成八年宮城県告示第五百六十三号（非常勤職員公務災害補償等条例に基づく身体障害者療護施設に準ずる施設）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年五月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第三号を削る。

○宮城県告示第四百二十六号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第二十一条の五の二十四第一号の規定により告示する。

平成二十四年五月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害児通所支援の種類	設置者名	指定年月日
〇四五一一五〇〇五八一	たてやま 大崎市三本木字西沢	放課後等デイサービス	社会福祉法人 大崎誠心会	平成二十四年 五月一日

三十五番地一

○宮城県告示第四百二十七号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十四年五月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
〇四一一五〇〇三八二	しあんくれゝる 大崎市古川七日町十一一七	生活介護	特定非営利活動法人くもりのち晴れ	平成二十四年 五月一日

○宮城県告示第四百二十八号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第一項の規定により、定置漁業権の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間及び地元地区を次のとおり定めた。

平成二十四年五月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 定置漁業権の免許の内容たるべき事項及び地元地区 次のとおり

公示番号	免 許 の 内 容 た る べ き 事 項			制限又は条件	地 元 地 区	存 続 期 間	
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期				漁 場 区 域
定第21号	定置漁業	定置漁業	5月1日から翌年2月末日まで	次の点ア、イ、ウの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 右巻市雄勝町名振入景島小田曲岩（ウヌ根） ア 基点甲から 28度52分05秒 50メートルの点 イ 基点甲から 293度56分14秒 518メートルの点 ウ 基点甲から 314度31分39秒 535メートルの点	宮城県漁業調整規則第56条によること。ただし光遠距離は3キロメートル以上とする。	石巻市雄勝町	免許の日から平成25年8月31日まで
定第29号			3月1日から翌年1月31日まで	次の基点甲から点ア、イ、ウ及び基点甲の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 牡鹿郡女川町江島恋島シウリ岩標柱 ア 520メートルの点 イ 1,290メートルの点 ウ 1,030メートルの点	宮城県漁業調整規則第56条によること。ただし光遠距離は3キロメートル以上とする。	女川町	
定第30号			1月1日から12月31日まで	次の基点甲から点ア、イ、ウ及び基点甲の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 牡鹿郡女川町江島北防波堤基部標柱 ア 349度30分 580メートルの点	宮城県漁業調整規則第56条によること。ただし光遠距離は3キロメートル以上とする。	牡鹿郡女川町江島地先	

定第38号	1月1日から 12月31日まで	石巻市長渡浜地 先	次の点ア、イ、ウ、エ、オの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区 域 点甲 石巻市長渡浜根標柱 点イ 基点甲から147度 点ウ 基点甲から181度45分 点エ 基点甲から203度40分	10度 47度	1,450メートルの点 1,570メートルの点	石巻市 (旧牡鹿町に限 る。)
定第39号	1月1日から 12月31日まで	石巻市網地浜栗 ヶ崎地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オの各点を順次に結んだ線によって囲ま れた区域 点甲 石巻市網地浜栗ヶ崎標柱 点イ 基点甲から241度 点ウ 基点甲から203度 点エ 基点甲から188度30分 点オ 基点甲から213度30分	1,400メートルの点 450メートルの点 700メートルの点 1,700メートルの点	宮城県漁業調整規 則第56条によるこ の標識を設置するこ と。ただし光達距 離は3キロメー トル以上とする。	石巻市 (旧牡鹿町に限 る。)

二 免許予定日 平成二十四年八月十四日

三 申請期間 平成二十四年五月十一日から同年七月二日まで

○宮城県告示第四百二十九号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり告示し、当該届出に係る指定漁船調書を平成二十四年五月十一日から平成二十四年五月二十五日まで縦覧に供する。

平成二十四年五月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

届 出 事 項	発起人の住所及び氏名	加入区	縦 覧 場 所
	石巻市長渡浜根組二十七番地 阿部 春一 石巻市長渡浜長渡二十五番地 阿部 成幸	網地島加入区 宮城県漁業協同組合	

○宮城県告示第四百三十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、荒川堰土地改良区

役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。

平成二十四年五月十一日

宮城県北部地方振興事務所

所 長 吉 田 祐 幸

一 就任した者

平成二十四年四月一日	相原昌昭	一 加美郡色麻町大字下新町五十一番地	理事
平成二十四年四月一日	萩原俊二	黒川郡大衡村大衡字萱刈場六十一番地	理事
平成二十四年四月一日	大場光彦	大崎市三本木坂本字太子堂十二番地	理事
平成二十四年四月一日	遠藤悦次	一 加美郡色麻町一の関字原屋敷一番地	理事
平成二十四年四月一日	菅原正彦	大崎市三本木音無字阿弥陀二十四番地	理事
平成二十四年四月一日	齋藤 豊	黒川郡大衡村駒場字下横前十六番地	理事
平成二十四年四月一日	高橋信夫	三 大崎市三本木音無字阿弥陀二十四番地	理事
平成二十四年四月一日	小俣日出男	加美郡色麻町四電字東原六十一番地	理事
平成二十四年四月一日	細川運一	黒川郡大衡村大衡字柵木百三十八番地	理事

二 退任した者

退任年月日	氏名	住 所	役職名
平成二十四年三月三十一日	相原昌昭	一 加美郡色麻町大字下新町五十一番地	理事
平成二十四年三月三十一日	萩原俊二	地 黒川郡大衡村大衡字萱刈場六十一番	理事
平成二十四年三月三十一日	大場光彦	大崎市三本木坂本字太子堂十二番地	理事
平成二十四年三月三十一日	遠藤悦次	加美郡色麻町一の関字原屋敷一番地	理事
平成二十四年三月三十一日	菅原正彦	一 大崎市三本木斉田字屋敷三十九番地	理事
平成二十四年三月三十一日	和泉次郎	黒川郡大衡村駒場字欠下一番地三	理事
平成二十四年三月三十一日	高橋信夫	大崎市三本木音無字阿弥陀二十四番地三	理事
平成二十四年三月三十一日	小俣日出男	加美郡色麻町四竈字東原六十一番地	監事
平成二十四年三月三十一日	細川運一	地 黒川郡大衡村大衡字柺木百三十八番	監事

○宮城県告示第四百三十一号

加美郡西部土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、平成二十四年五月一日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十四年五月十一日

宮城県北部地方振興事務所

所長 吉田 祐幸

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十四年五月十一日

宮城県知事 村井 嘉浩

一 入札に付する事項

1 調達案件及び数量 みやぎハイパーウェア保守監視業務 一式

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 委託期間 平成二十四年七月一日から平成二十六年一月三十一日まで

4 履行場所 宮城県庁舎（宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号）他

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者であること。

3 2以外の者で開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

4 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二條第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

5 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三條第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四條第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七條第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

7 公告の日から開札の日までの間に宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。

8 過去五年間に、国及び地方公共団体に対して、接続拠点数が二百箇所以上の基幹ネットワーク運用保守業務契約を締結し、かつ、これを誠実に履行した実績を有すること。

9 ISO/IEC 27001を取得していること。

10 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは、入札に参加することはできない。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行

為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(イ) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二十条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(ロ) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(ハ) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(ニ) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(ホ) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

三 入札参加資格申請場所及び提出期限

宮城県の物品調達に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二二二二二一三三三五）へ平成二十四年六月四日（月）午後五時までに提出すること。

四 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(イ) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他他人の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約におけ

る相手方決定の総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(ロ) 本調達に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認書を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県震災復興・企画部情報システム課ネットワーク管理班（担当 佐々木 茂幸 電話〇二二二二二二二四七五）

3 入札説明書の交付期限

平成二十四年五月二十二日（火）午後五時まで

4 一般競争入札参加資格審査

入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

5 入札書の提出期限及び場所

(イ) 日時 平成二十四年六月十九日（火）午後五時まで

(ロ) 場所 2に同じ

(ハ) 郵送により入札書を提出する場合は、(イ)の日時までに配達証明付書留郵便にて到達すること。

ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

6 開札の日時及び場所

(イ) 日時 平成二十四年六月二十日（水）午前十時

(ロ) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県行政庁舎六階震災復興・企画部会議室

五 入札に参加することができる者

1 二に定める資格を有しない者

2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

六 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則（平成二十四年宮城県規則第四十六号）第二条の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加えた金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

7 最低価格の入札者以外の者を落札者とするの有無 無

8 契約書作成の要否 要

9 この入札に係る調達案件は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)及び地方自治法施行令に基づき条例で定めた長期継続契約対象業務として複数年度にわたる履行期間の契約締結を行うものであって、この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となったときは、契約書の定めにより契約を解除する。

10 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

11 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Item(s)/Service (s) Required: Inspection and maintenance of Miyagi Hyper Web

2 Duration of Contract: July 1, 2012 to January 31, 2014

3 Place of Delivery: 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai and other locations

4 Deadline to Submit Bid: June 19, 2012, 5 p.m.

5 Place and Time of Bid Selection: June 20, 2012, 10 a.m., Miyagi Prefectural Office building, 6th Floor, Earthquake Disaster Restoration and Policy Planning Department Meeting Room

6 Contact Person: Shigeyuki Sasaki, Network Maintenance Section, Information System Division, Earthquake Disaster Restoration and Policy Planning Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan. Tel.: 022-211-2475

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工

区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十四年五月十一日

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩
塩竈市新浜町二丁目二十七番二十一、二十七番百十三及び二十七番百二十一

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

仙台市宮城野区榴岡二丁目二番十一号
株式会社みつば

教育委員会

○宮城県教育委員会告示第十四号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第十三条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。

平成二十四年五月十一日

宮城県教育委員会

委員長 勅使瓦 正 樹

一日 時 平成二十四年五月十六日 午後一時三十分

二 場 所 教育委員会会議室

三 事 件

1 障害児就学指導審議会委員及び専門委員の人事について

四 傍聴者の定員

十二人

五 傍聴手続

1 傍聴希望の受付は、会議開会十五分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。

六 問い合わせ先

仙台市青葉区本町三丁目八番一号
宮城県教育庁総務課総務班(電話〇二二-二二一-三六一一)